

午前10時07分開会

○民谷会長 はい。それでは、これから審査会を始めたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

○小玉次長 はい。それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず資料1といたしまして、千代田区議会政務活動費交付額等審査会委員名簿。資料2といたしまして、政務活動費の審査会意見交換会要旨。これは両面刷りになってございます。資料3、令和2年度政務活動費収支報告書総括表【確定】。それと、資料4、今後のスケジュール（案）。

それと、皆さん、本日お手元に参考資料といたしまして、A3の横で印刷しております「政務活動費にかかる住民監査請求及び住民訴訟判決と使途基準の変更について（案）」というものをおつけしております。こちらにつきましては、後ほど、区民の皆さんに対する見せ方についてご意見を頂ければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましては以上でございます。過不足などございませんでしょうか。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。まず、議題の（1）意見交換会後の進捗状況についてでございます。前回2月9日に当審査会と各会派との意見交換会を開催しました。その後の検討状況について、事務局から説明をお願いします。

○小玉次長 はい。それでは、前回2月に行った意見交換会での内容でございますけれども、資料2をご覧ください。

こちら、まず表面が各会派からの意見、で、それに対するご回答というか、そういうものが裏面となっております。

要点を簡単にまとめさせていただきました。その際の各会派のまず意見ですけれども、自由民主党としては、「政策スタッフが設置できる政務活動費の検討を」と。一番最後の丸ポチなんですけれども、そんなお話がございまして、で、あと、共産党さんは、「「他の項目に属さない経費」の具体的な内容を記載したものがあれば教えて欲しい」と。

あとは、公明党さんは、これが、やはり各会派とも多かったかと思うんですけれども、「印刷費の按分の基準を教えて欲しい」。千代田を紡ぐ会さんも、やはり、「按分の明確な基準を教えて欲しい」。ちよだの声さんは、「区民への見える化」。それと立憲民主党の新生ちよださんは、「政務活動費を使わないことが良いことなのではない。」

あとは、都民ファーストの会さんは、「区民の視点に立ち、内容のルール化を明確にしていくことが大事」だと。このような意見がございました。

で、裏面、これ、委員の皆様からご回答を頂いた意見といたしましては、民谷会長の二つ目の丸ポチのところ、政策スタッフについては、人件費を按分して認めているから、工夫をして使ってほしいと。

廣瀬副会長からは、印刷費の面積按分については、答申を受けたうえで、使途基準など細かい制度設計をし、運用していけば問題はない。按分のルールについて、議会の中で話し合っ合意をつくり、運用していただきたい。

本多委員からは、他の自治体の内容をみて、取り入れていくことは可能だろうと。自主的なルールは大事だというご意見を頂きました。

上村委員からも、政務活動費は、ルールを決めることが今必要だというご意見を頂きました。

で、この意見を3月22日に、この資料に基づきまして、各会派からの代表14名から成る、千代田区議会活動条件整備等検討会というのを行っています。議員さんがそれぞれ集まって、座長も議員さんなんですけれども、そういう検討会を行って、自主的に自分たちでルールを決めていこうという集まりなんですけど、この資料に基づいて説明させていただいたんですけども、特に意見はなく、今後は昨年7月の答申を踏まえて、使途基準の変更を、この条件整備検討会で継続して協議していくということが確認されたところです。

それで、委員の皆様からのご意見を頂き、今年1年間も政務活動——今日、皆様には令和2年度の収支報告書を見ていただくんですけども、今後は、政務活動費の手引のような統一基準を設けていく必要もあるのではないかとというように、事務局としては考えております。それに向けて、また皆様のご意見を頂ければと考えております。

説明は以上でございます。

○民谷会長 はい。説明ありがとうございます。

今のご説明なり資料なりで何かございますでしょうか。この資料2の意見要旨のところ、私のところで、「政務活動費の殆どが事務所費になっているのは」となっていますよね。これは「なってしまうのはおかしい」のほうがいいのかなども、ちょっと思ったんですけどね。これからのことなので、そんなふうにご訂正いただけるなら、お願いしたほうがいいと思います。

ほかに何かございますか。これは、審査会の統一的な見解ということではないんですけども、委員の皆さんそれぞれでお話になったことなんですけども。しかし、この内容そのものは、私も皆さんの考え方にのっとったものかなというふうには思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それでは、次の議題でございます。令和2年度収支報告についてということであります。今回は、令和2年度上半期の収支報告書の総括表と簿冊をご確認いただきました。今回は、年間の収支報告書の総括表と簿冊を閲覧していただきます。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○小玉次長 はい。それでは、会派別の費用別の支出額、あ、資料3のとおりにまとめてございます。参考といたしまして、お配りした資料の右側に、令和元年度の執行額と執行率を掲載させていただいております。

令和元年度につきましては、4月に改選がございまして、5月から交付となっておりますので、4月を除く11か月分の数字となっております。そういったことはあるのですが、そちらに比べまして、令和2年度につきましては、公明党以外の会派は、押しなべて執行率が上がっております。

で、ここで皆様に会計整理表をまとめたものを、今回、収支報告書を見ていただくんですけども、それぞれの支出額に各項目がございまして、その辺りの使われた特徴を事前にお話ししておこうと思います。

支出項目の特徴なんですけれども、全支出に占める割合の高い項目というのが、課題別経費。支出額の項の左から3番目の課題別経費。それと、通信費。これは左から4番目の

段です。それと、印刷費。これはちょうど真ん中辺り。印刷費の順番となっています。

1番の課題別経費なんですけれども、どういったものに使われているかという話をいたしますと、自民党だけが計上しております。内容については、他の会派は印刷費として計上している区政報告の作成に係る経費を、会派全体の区政報告書を作成しております。ひょっとしたら、平野委員、上村委員は新聞の折り込み広告とかでご覧になられているかもしれません。

それと、ご案内のとおり、100条委員会、昨年1年間行いました。その際に、証人尋問の際にパネルを作成している経費となっています。本来は議会費で支出すべきものなんですけれども、様々な準備で、なかなか議会の同意というのを得ることができませんでしたので、自民党さんがここで計上されているという形になっています。

2番目の通信費なんですけれども、これはやはり携帯電話とかインターネットの経費、それから区政報告の郵送料、これがメインになっています。

それと、印刷費でございますけれども、これは区政報告とかレポートの作成に係る経費です。

それと、他の属さない経費というのがございます。こちらは、その区政報告のポスティングであるとか、新聞折込みに係る経費が、この、他の項目に属さない経費として計上されています。

それと、人件費なんですけれども、昨年に比べて活用される金額が若干増えております。こちらが、令和元年は、すみません、この表には数字はないんですけれども、令和元年は130万円だったのに対して、令和2年度の人件費は、200万超、205万円となっています。

また、今年度の特色といたしまして、図書資料費で自民党さんが突出した金額になっています。これは、主要紙の新聞の著作権の使用料を2年度から計上しているものです。各主要紙の著作権を買うことで、様々な議会活動とか、あとは委員会報告とかに、比較的自由にその新聞の記事を使って、質問であるとか答弁であるとか、そういったものができるようになったと、そういうような状況でございます。

なお、戻って恐縮なんですけど、人件費を活用している会派は5会派ということで、令和元年度とほぼ変わっていないというような状況でございます。

口頭で恐縮ですが、各項目の特色をお話しさせていただきました。

以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それじゃあ、実際に皆さんのお手元にありますけれども、簿冊を見ていただく時間を今取りますので、大体30分ぐらい。

○小玉次長 そうですね。30分ほどでお願いしたいと思います。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 ちょっと、時間が少ないんですが。

○民谷会長 で、その後、何かお気づきの点がありましたら、その内容をちょっとおっしゃっていただきたいというふうに思いますので。

じゃあ、時間をこれから取りますので、ご覧ください。

午前10時27分休憩

午前10時55分再開

○民谷会長 そろそろ時間が経過しましたので、皆さんご覧になった中で、ご指摘なりご意見なりがありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

どうぞ。

○廣瀬副会長 先ほどの全体の総括表のご説明を聞きながら思ったことと重なってくるんですが、例えば自由民主党さんの、手元にあるのは3名の議員の方からの報告書なんですが、会派の区政報告を、発送の段階では、恐らく会派全体としての発送をされているのと並行して、個々の会派に所属の議員さんが、自分の支持者の方などに送られる分は、会派全体の区政報告を同封されているんだけど、郵送費については、一部、個々の議員さんの分があると。

で、その郵送の部分、当然ながらこれを送りましたという証拠書類なので、添付されているわけですが、例えばここに3人の方がいらして、3人の方それぞれがそれを送られた分の報告がとじ込まれていて、3部、ここに入っているわけですね。で、恐らく、会派としての報告のときの印刷費と郵送費、それから各議員さんがそれを同封して送られた場合のそれについて。しかも、見ていると、いろんな送り方が、恐らくご都合があるんだと思いますけれども、郵便局から別納で送られたときの分と、切手を購入して、それで送られた分があって。で、この区議会自民党さんの区政報告が、証拠書類として同じ号が一体何通、この会計処理のために提出されているんだろうかと。もちろん部数に対して、1部当たりの経費ってそんなにかかるものではないですが、恐らく同じものが十何回とか、そういう形で添付されているんだろうなと思うんですね。

で、全体としては、一つの会派の区政報告を印刷・発行されて、配布する経路としては、会派全体の経路、個々の議員さんの経路。で、そういう形で、例えば、四半期ごとに1回、こういう区政報告が会派で作成されて、それが住民の方のところに届けられる。その一連が一まとまりで見れたほうが、例えば政務活動費をどう使われたんだろうか。で、区民の方の閲覧に供される場合に、非常に、今、費目を1回支出することに、それで完結する形の会計報告がなされていて、それは正しく支出されていることの証拠としては、まあ、それで機能を果たしているわけだけでも、一体何のためにどういう経費をかけておられるのかということを見ようと思ったら、これをざっと、こう、会派所属の議員さんの分を横断的に見て、それでまとめてみると、あ、この区政報告のために、これだけの経費でこういうものが何通ぐらい発送されているんだということが初めて分かったら、そういう感じなんですね。

恐らく、この、まず、正しい——正しいというか、使途として認められているものを、正しくこれに、実際、経費が支出されましたという証拠を、証拠というか、報告をきちんとなさるといことで設計されたフォーマットと会計処理の手順で来られているんですけども、少しその目的別というか、どんな活動のために経費がかけられているのかということ把握するためにはあまり適さない構造にもなっていて、その辺りの工夫というのは、もう一工夫要るのではないだろうか。

他方で、恐らく処理をされている方も、煩雑だなと思われる場面があるんだと思います。そのことが、会派からの意見聴取の際にも出ていたという印象も持ちますけれども、そこを説明責任という観点と、処理上の簡便さというか、無用に煩雑であることは別に目的で

あるわけではありませんので、その整理という課題は残っているかなというふうに思いました。で、印刷するための経費と発送するための経費というのは、印刷費、通信費と分けていけば、当然、別の費目になりますし、さらに編集するための作業をどなたかにお願いすれば、人件費という項目も立つかもしれません。

で、課題別経費というものを、今の、今年の総括表で見ると、昨年度の総括表で見ると、区議会自民党さんだけが使われているんですけども、この課題別経費というくくり方をどう使っていくと、そういう、費目ごとで分けるよりも、一つのプロジェクトとして、月に1回、区政報告を企画・編集・印刷して発送するということまでを一パッケージとして報告するにはどうしたらいいんだろうかと。区政報告の印刷・作成と配布というのは多くの会派や議員さんがやっておられて、で、支出の比率も相当高いものだと思います。そこを、区民にとっても分かりやすく、それから会計処理の正しさも、記録としてしっかりと残る。この辺りの両立方法というのが課題としてあるかなというふうに感じたところです。

すみません。少し長くなりましたが、感想でした。

○民谷会長 よろしいですか。

○本多委員 ちょっと気づいたところで。

一つは、ホームページの管理費、保守管理費が計上されているところなんかもあるんですが、それでホームページの内容が一応プリントアウトして出されていて、で、そこにブログみたいなものも入っているんですね、見ると。ブログというと、大体個人的な行動を記しているというやつが入りやすく、見た中にも、やっぱりそういうものが散見される。厳密に言うと、個人的な、こういうことを自分としてやったとかというものが、果たして政務活動費というふうに、それをホームページに計上したときに言えるのかという問題は、ほかの記事との関連性とかそういうものも出てくるんだと思うんですけど、若干疑問になるのかなというのが一つと。

あともう一つは、この総括表にも出ている政務活動費に占める割合の大きい、報告書ですかね。印刷、通信費という区政報告ですかね、だと思っんですけど。やっぱりその中には、結構写真が入り込んでいるなという印象が多くて。で、裁判になっているようなものもないわけではなくて、個人のPR、自己PRというふうに認めるようなものは、やっぱり政務活動費の対象じゃないというようなこともあるので、これから何か手引とかを作られるということもあるんでしょうけど、そういう中で、大まかな目安みたいなものを入れるかどうかというようなこともあるんじゃないかなというふうには思います。

気になったのは、その辺りです。

○民谷会長 今の本多委員のご発言と、ちょっと私も同じことを感じたんですが、この自民党さんの議会レポートですね。これは大体、毎回同じ作りになっていて、1ページ目に写真。皆さんのね。で、これはやっぱり、ちょっと按分ということ、やっぱり考えるべきなんじゃないんですかね。そして、中身をちょっと見てみると、按分にはどうもなっていないようなんですね。ですから、これは少し事務局さんと、ちょっとやっていただいたほうがいいんじゃないんでしょうかね。

2面以下は、それぞれの課題があって、それを質問した委員さんの写真とかなんとなので。1ページ目が一番、どうも、どうなんだろうなという、ちょっと感じがしますね。

これはご検討いただいたほうがいいかなという気がいたします。

平野委員は初めてでいらっしゃって……

○平野委員 はい。

○民谷会長 何かご指摘とか、逆に疑問とか、そういうことでも結構ですけども。

○平野委員 単純なといいますか、2点ほど、ちょっと気になったのは、まず、私、自民党の方を今見させてもらったんですけども、まず、地域情報交換費として見ましたら、全部、ほとんどコーヒー代なんですね。それで、個人差といいますか、地域情報交換費を何十と計上している方もいれば、全く計上していない人がいる、と。だから、個人差といいますと、これはちょっと気になったのは、全然計上していない人は、かえって自腹で計上していない人もいるのかなという思いもしたんですけども。その辺が非常に個人的に計上する人としらない人が、4人のうち2人はしていたんですけど、2人の方は全くゼロだったというのがちょっと気になったのと。ほんと単純な質問で、もう本当あれなんですけど、コーヒー代は例えばいいとしたとして、これ、アルコールの場合は、もう、これは当然ですね、まあ、仮にちょっと、どうしても飲む機会があったと。それを計上した場合は、これについてはどうなんでしょうか。例えばその辺のルールといいますか、そういうのはあるんでしょうかというのをちょっと疑問に感じました。

あと、もう一点、都民ファーストの会の方を見させてもらったんですが、90万の収入といいますか交付のうち、使ったのがパソコン代の5万6,060円のみだったんです。それで、ただ、領収書を見ますと、9万3,433円の領収書になっていまして、調べて、見ましたら、これ、40%割引して、結局5万6,060円になったとして、5万6,000円を計上しているんですが、本来ですと領収書も5万6,060円の領収書で数字を合わせたほうがいいかなというのが、ちょっと気がついた。まあ、気になりまして。

以上2点、ちょっと、気になりましたことを申し上げまして。以上でございます。

○小玉次長 少し補足をさせていただきます。

飲食代につきましては会議費という項目に入っておりまして、使途基準として、お配りしている、ちょうど緑色のフラットファイルの中に、その条例と併せて使途基準と、あとは議員さんたち自らが作った使途基準の注意事項と申合せ事項というのがありますが、その中で、政務活動のために必要な外部折衝に係る経費もしくは会費、このうち飲食費を除く会場費、資料費、及びその他事務費として1人3,000円以内とする、と。で、その中で、当然、政党のパーティーとか、飲食を主目的とした会議は、もう禁止です、というふうに決めています。

その中で、3,000円以内でいいですよというふうに決めたのが、会費の領収書等には飲食費を含まないということを明らかにするという。そういうことを議員さんたち自らで使途基準の注意事項を申し合わせて、今決めているということになっています。だから、3,000円までは認めるんですけども、その中に飲食費は入っていないということを認めさせている。

あとは、いわゆるコーヒー代って、茶菓代。これは、1人、今500円以内とするというのを認めていると。あ、これはあれですね、500円以内というのは、議員さんたちが自ら決めた基準で、今そのように取り扱われているという、そのような状況になっております。

○平野委員 それでも、例えば、見ますと六百何十円になっていたり何かそういうのもあるんですが、そういう場合はあれなんですか、500円をオーバーした場合については、その辺は、どのような……

○小玉次長 ただですね、現状では、ほぼ、そのオーバーした部分というのは、自腹でやっているとします。はい。

○平野委員 あと、先ほどのアルコールについては、当然その辺の、議員さんの取決めとかそういうのもあるんでしょうか。

○小玉次長 アルコールに対する取決めというのは今のところないんですけども、先ほどお話しした1人3,000円以内ということで、会議にそういう参加した場合は、会議とか、あとは懇親会に参加した場合は、あくまでも飲食代は駄目ですよと。その会費の中で3,000円までで、これは難しいんですけど、飲食代は入っていないということを明記したもので出してくださいという形に、今、されています。

○平野委員 そうですか。ああ。分かります。当然、アルコールが入りますと、とても先ほどの茶菓代の500円ですとか、3,000円じゃ収まらないと思いますんで。

どうもありがとうございました。

○民谷会長 だから、そういう想定はないということですよ。今の500円という考え方は。コーヒー代とか、そういうことに考えている費用ということですね。

上村さんは、何かありますか。

○上村委員 はい。今日ちょっと——あ、先ほど廣瀬先生がおっしゃっていたことは、私もすごく、同じ人が、結構同じようなのが貼ってあるなというのは感じていて、あと、この区政報告の印刷とかが出ているのは、全体のときはどこに記してあるんですか。この個別の人の1人ずつなんだけど、自民党さんの全体で印刷したこの大きな金額のは、どこかに出ているんですか。

○和田庶務係員 会派のファイルが……

○上村委員 あ、会派のファイルが別にあって、そこに全体のは出ている。

○和田庶務係員 はい。

○上村委員 あ、なるほど。

○民谷会長 今ちょうど私のところにあります。（発言する者あり）

○上村委員 ああ、そうですか。分かりました。すみません。

あと、今回見たら、コロナのせいなのかもしれないんですけど、会議費とか研修費が割となくて、通信費と図書資料費というのが、私が見た中では大半を占めていたなというのを感じました。

あと、何か最初のほうにまとめがあったので、すごく、後半で気になったのを照らし合わせて見やすくなっていたなというのを感じました。

それからあと、その区政報告というのは、本当に、どの会派の方も全部出していらっしゃるの、区政報告費という項目があったらいいのかなというのをちょっと感じていたので、さっきの廣瀬先生のお話がすごくよく納得できました。

以上です。

○民谷会長 区民の方がこの、それぞれの会派の政務活動費について閲覧をしたいということ、これをお見せするわけですか。

○小玉次長 そうです。

○民谷会長 結局二つあると思うんですね。一つは、事務的に議会事務局と先生方がやり取りされて、それをまとめた、まあ、何というんですか、事務的な資料と、それから閲覧表の資料が全く一緒なのか、それとも、さっき廣瀬副会長がおっしゃったように、区民の方が見やすいような、これは最終的に両方が一緒になればそれは一番いいんでしょうけど、そういうものとしてこれを使うという点から言うと、私どもが見てもかなり見にくいところがあるんですね。さっきおっしゃったように、同一のものが次々出てきたり、それから、同じような種類のものがここに出て、ここに出てというふうな方になっているんで。これは、すぐに、じゃあ次年度からこういうふうに整理しましょうというふうにはちょっといいかなと思うんですが、これまでは政務活動費の内容的な、まあ、何というんですか、証明性というか、そういうことにすごく意識が払われてきたと思うんですが、今度は区民の方から見てどう分かりやすいかという観点でも、少しやっぱり整理をしていく必要があるのかなというふうに思いました。今、廣瀬先生とそれから上村委員とのご意見も一緒だったと思うんですね。やっぱり、区民の方から見て、しかも、そんなにいろんな制度に精通していない方が見て分かりやすい、受け止めやすいものを少し目指していく必要があるんじゃないかというふうには思いました。

ですから、少し、こう、何というんですかね、私どもの目指す目標というかレベルが一段高くなったのかもしれないですけどね。そういう点は少し感じました。

それでは、あれですね……

○小玉次長 会長、よろしいですか。

○民谷会長 頂いた意見……

○小玉次長 少し、一つ、よろしいですか。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 今、政務活動費を区民の皆さんに分かりやすくというお話がありまして、今、現行では、ホームページに、今日お配りしております総括表はホームページに載せて公開させていただいています。ただ、各領収書ですね、ほか会計整理票というのは、今は載せていないんですね。で、ほかの自治体、23区とか東京都を調べてみますと、領収書まで、東京都なんかは領収書まで全部公開していますし、ほかの区でも領収書を公開しているところもあります。まず、事務局としてはそこからどうするかかと、今、ちょっと検討させていただいておりまして。で、おっしゃるとおり、区民の皆様はどういうふうに分かりやすく伝えるかというのは一つの、やっぱり課題であると思いますので、併せて取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○民谷会長 すみません。まあ、なかなかね、難しい注文をしているのはよく分かっているんですけど。

今頂いたご意見もちょっと取りまとめていただいて、次回のものに反映していただきたいというふうに思います。

○廣瀬副会長 よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。

○廣瀬副会長 先ほどの平野委員からのご質問とも関連するんですが、例えばケータイ代であるとか、あるいはパソコン代などについては、按分で、恐らく政務活動以外の様々な

議員活動にも同じものを使っておられるので、一定の按分比で、例えば0.7分だけ政務活動費として支出するとか、そういうことになっているんですが、これを拝見していると、毎月かかるネットセキュリティー代の、これもパソコンを使うためのものだから同じく按分されていて、それはそれで正しいと思うんですが、この方はそもそもパソコンを按分費幾らで処理されているのかというのが、パソコンって、一度購入されたら、ずっと使い続けられるものですから、何年か前、例えば任期の初年度に購入されたときの書類を参照しない限り、実は按分比何%で設定されているか分からないと。で、たしかこれはご自身の判断や説明で、一定割合以下であれば、多分構わないんだと理解していましたが、例えば0.5の方と0.7の方がいらしたとして、それって、その購入した瞬間だけ記録されていて、あとはずっと分からないですよ。何かその辺も分かりにくさの原因の一つではあるかなと思いましたので。

○本多委員 先ほど平野委員が見られたのが、領収書と実際の政務活動費が合っていないというのであれば、もしかしたら今の按分というのはやっているのかもしれないなというふうには思ったんですけど。

○民谷会長 そうですね。

○平野委員 40%引きになっている。

○民谷会長 ああ。だから、それは按分の0.6かもしれない。

○平野委員 領収書自体は……

○本多委員 ええ。

○廣瀬副会長 先ほど10万円で購入されたものを、政務活動費に当たるような活動には例えば0.6の割合で使っていて、残りは様々な、例えば後援会活動のための事務管理に使うとか、そういった部分があるので、その部分は政務活動費は充てませんということなのかもしれないです。

○平野委員 ああ。それで、今見ましたら、やはり掛ける60%と、ここに書いてありました。

○廣瀬副会長 はい。

○民谷会長 じゃあ、そういうことですね。

○平野委員 はい、分かりました。

○本多委員 政務活動に当たる部分が、全体の6割ぐらいで、ほか4割は違うのに使っているから、6割しか充てないとか、まあ、そんなことじゃないかなと思うんですけど。

○民谷会長 これは、私どももそうなんですけど、使途基準を一遍見て、大体のことが頭に入っていると、あとは楽なんですけども。これ、使途基準のことがあんまり頭に入っていないでこの資料を見ると、やっぱり相当大変ですよ。

○廣瀬副会長 何でこうなっているのかというのを、どこを調べれば分かるかという感覚がだんだん、あ、使途基準のこの費目を見ようというふうに分かってくると……

○民谷会長 そうですよ。

○廣瀬副会長 ある程度、根拠が見えてくるんですけど。そうでないと、何かいろんなところに0.幾つと書いてあったりとか。で、例えばセキュリティーソフトの月額に対して、何で0.7掛かっているんだというのは、0.7掛かっていることだけは分かるけれども、この方はもともとその使っているパソコン代について購入したときに0.7の按分にされ

たということは、そこへ遡らないと確認できないんですよ。そういうようなところで分かりにくさというのはあるかなとは思いますが。

○本多委員 ですから、公開するときも、そういうものも何か説明として加えたほうがいいかなと思うんですね。これ、見たら、何%と書いてあるところしか出していないとすれば、平野委員が、当然、今思われたように、何でこれ、0.6になってるんだと、こういう話になってしまうので、そこは按分という考え方があるんで、それはここの欄にこう記入されているんですよというものがやっぱり最初ないと、はい、見てくださいますと、分かりづらいところが非常に出てくると思うんで。まあ、按分に限らずそういうこともあるのかなというふうに思いました。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 あと、先ほどの議論の中でちょっと感じたのは、今まではこの政務活動費が、政務活動じゃないものに充てられていたり、違法とか不当なことになってやしないかという目で見れば、僕はこれでいいとは思っています。これで。それぞれをチェックすればいいので。

○民谷会長 うん。

○本多委員 だけど、これからは、政務活動というのが本当にどういう内容がやられているのかというのを知りたいという視点からすれば、ただこの印刷費がどうだとか通信費がどうだじゃなくて、じゃあ、その、何ですかね、政務報告ですかね、報告に使われているのか、あるいは視察に行っているのかとか、そういう、いわゆる行政、先生が言われるように目的別みたいところ。そういうところが、今度は関心事になってくるのかなというふうに思うんですよ。

○民谷会長 そうですよ。

○本多委員 だから、それをどう見せるかというのは、またちょっと難しいかなとは思っていますけど。

○民谷会長 さっき、だから小玉さんおっしゃったように、区民の方のレベルというか、お知りになりたいことが正しく政務活動費を充てているんだねという、そういうことから、もっと、こう、何というんですかね、レベル高く知りたいというかですね。だから、さっき本多先生がおっしゃったように、情報公開用の資料というふうな観点からもう一度組み立てる必要があるんですかね。そこはやっぱりなかなか難しい、どこの議会でもそこはなかなかクリアできないところがあるんだろうと思いますけど。私どもとしては、だんだんそういうことも求められているということ、やっぱり観点には持たないといけないと思うんですよ。

まあ、いろいろ……

○廣瀬副会長 区政全般と同じなんですよ。款項目と、つまり費目としてこれは何に使いましたという証票が蓄積されていって、会計処理上はそれで予算が立てられて、執行されて、決算になるだけだけど、そもそもこの通信費は何のために使いましたかという政策目的別に予算を説明するとか、決算にしてもそういう形で、それがこの事業の目的にはこういうふうに使われて、で、成果としてこう上がりましたという報告が徐々に、だんだん求められるようになっていく。同じことが政務活動費にもあるんだと。間違いなく認められている費目に正しく事実として使われましたという報告だけではなくて、こういう区民

に対して、政策についてのこういう情報を届けるために区政報告というのを発行していて、そのために政務活動費の5割ぐらいを使っていますとか、いや、それは8割なんだとか、その比率なども含めて、やっぱりどういうふうに使っているかという報告としての意義を持つと思います。

○民谷会長 そうですね。

まあ、いろいろ出ましたけども。

○廣瀬副会長 難しいことは十分承知はしておりますけど。目指すべき方向をね……

○本多委員 ……そこまで出てくれば、そうですね。この会派は、ああ、こういうふうに使っているんだな、この会派はこう使っているんだなと、分かってくるんじゃないかと思うんですよね。

○民谷会長 そうですね。いろいろ出ましたけども、よろしくお願いします。

それで、そのほかの点で、さっき小玉さんがおっしゃった。

○小玉次長 ありがとうございます。本日、参考資料としてお手元にお配りしましたA3判で横の、「政務活動費にかかる住民監査請求及び住民訴訟判決と使途基準の変更について(案)」というものがございます。これは、今もるる委員の皆様からございましたけれども、区民に対してどういう伝え方をすればいいかというところで、先ほどお話ししました条件整備等検討会等の中で議論になっております。内容につきましては、今まで政務活動費にかかる住民監査請求が3回ありまして、それが住民訴訟まで発展しております。で、それぞれ判決がございまして、審査会の答申内容を踏まえて、議員の皆さんで見直しを図ってきたというのを、区民の皆様知ってほしいということで、これ、事実関係だけ書いてあるこの表を、例えば区議会だよりであるとか区議会のホームページであるとかで公開しようというところまでは来ています。ただ、これ、このまま、その区議会だよりとかホームページに載せたところで、区民の皆様にはなかなか分かっていただきづらいだろうなというふうに考えています。

そういうところから、分かりやすく内容を公開する必要があるというのが、今、課題になっていまして、そこで、皆様に、ちょっと、今日すぐご意見下さいというのは難しいのかも分からないのですが、どういった形で区民に対して伝えたらいいかというご意見が頂ければというふうに考えています。

で、今ご意見いただいたように、例えばこの支出項目、それぞれあります。人件費であるとか会議費であるとか視察・研修費であるとか、そういったものがどういったものだという説明とかも必要でしょうし、割合としてこれぐらいですとか、あとは、各会派でこういった形で使われているものですとか、そういった説明も必要かなとは思っているんですけども、あまり説明の量を増やしてしまうと、したらしたですね、またちょっとボリュームが増えてしまうという、そういう懸念もあります。そういったところ、そういう懸念は我々抱えているんですけども、何よりも区民の皆さんにとって分かりやすく伝えるにはどうしたらいいかというのが、我々事務局の、今悩みでございまして、もし何か妙案等ございましたら頂ければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○民谷会長 これはあれですか、今お気づきの点があればということですか。それとも、今後何かご指摘なりお気づきの点があったら事務局までということですか。

○小玉次長 はい。両方です。今、もし単純にお気づきのことがあれば教えていただきました

いですし、お気づきになることがありましたら、まあ、後日で結構ですので、ぜひ、お寄せいただければと考えております。で、なるべく早く公開したいと考えておりますので、ぜひ、ご協力をお願いしたいと思います。

○上村委員 この、今も、この名前が変わってしまった政党って、ありますよね。（発言する者あり）こういうのは、結果が出た後はどうなっているんですか。判決とかが出た後は。

○小玉次長 政党ですか。

○上村委員 ええ。

○小玉次長 3回ありまして、そのときそのときでは、まだ存在しておりますので、判決が出た後は、その判決内容に従って、返還をさせていただいているという状況です。

○上村委員 あ、これ、個人じゃなくて、政党に対してそういう請求があった場合も、それでも大丈夫なんですか。

○小玉次長 あ、はい。政党に対しての請求。まあ、区長に対して返還請求をしろという判決があって、で、区長から各会派に請求させていただいて、それを支払っている。戻していただいているという、そういうことです。

○上村委員 その、もうなくなってしまった政党が払うということですか。

○小玉次長 うん。その当時はあったということです。例えば……

○上村委員 あ、そうですか。じゃあ、結果が出たときは、まだその政党があったということですか。

○小玉次長 そうです。

○上村委員 ありがとうございます。

○民谷会長 これは、あれですよ、随分、申し訳ないけど、欲張りな資料で、まず判決を分かってくださいということなのか、そのことによってどういうふうに変りましたか、使途基準はどういうふうに変りましたかという観点によっても大分違いますよね。

○小玉次長 そうですね。今、会長から頂いたとおりで、まずは住民監査請求があって、監査の結果は全て棄却だったと。

○民谷会長 うん。

○小玉次長 で、それが、やがて住民訴訟につながって、判決があったと。で、その後に、答申がありました。これは前回の29年7月8日ですから、前々回ですね。その辺りの答申を踏まえて、使途基準の変更内容だとか……

○民谷会長 が、変わりましたと。

○小玉次長 こういうふうに我々は見直しを図ってきたんです、と。議会としては。

○民谷会長 そうですね。

○小玉次長 それを知ってほしいと、要は区民の皆さんに。ということなんですね。ただ、これだけ、これを出したところで、それは、これ自体が非常に分かりづらいですし、多分興味を持っていただけないかなと思いますので、それ……

○民谷会長 そうですね。もう少し目的を絞らないと、これは審査会の資料としては意味があるかもしれないけれども、区民の方にこれを見てくださいと言ったら、拷問に等しいので。だから、もう少し、何のために何を知らせるんですかという観点での検討が必要だと思えますね。

だから、判決を少し要約的なものにして、それに見合う、その後の変更とか対応とか、そういうふうに絞るのかね。その判決まで全部細かく分かってもらわなきゃいけないのか。○廣瀬副会長 ……基本的には、使途基準に違反して執行しているからその部分は駄目ですよと、返してもらいなさいというものがほとんどですよ。ただ、それに関連して、例えば、飲食を伴っていても、5,000円までの参加費は認めていた頃の部分について、5,000円を超えている部分は返してもらいなさいという判決になっている。ただ、今は、飲食代を含むものはそもそも使途基準に認めない。ただ、相談その他の、喫茶店等でコーヒーを注文して、それで実際は区民相談に乗るとか、そういうような場合であれば1人500円までの茶菓代はオーケーということになっている。というような辺りで。それで5,000円を超える、超えないではなくて、飲食を伴う会費の部分は、そもそも今は支出ができなくなりました。そういう使途基準の実質的な変更を伴った部分もあれば、もともと使途基準で認めていたわけではないんだけど、分からないだろうと思って、それを充てていたというのは、例えばタクシー代などがそうなんだろうと思うんですね。で、事実と違う区間を書いて、それで報告をしていたら、GPSの記録からそれが分かることが、裁判の過程で分かって、で、報告をしているものと違う区間に乗っていた領収書だから、これは駄目と言われたと。これは使途基準に沿って、ちゃんと執行してくださいという部分だから、その2種類は、区民に対して説明するとしても、目的も違うし、説明の必要、説明すべき内容も違うのかなと。この整理が要るんじゃないかと。で、区民の方は、これは違う、公金を充てるべきでないと思われたかもしれないけれども、条例と使途基準に基づいて支出された部分は適法ですという判決も一方で出ているわけですね。そのことをどう伝えるのかということも、ちょっと分かりにくい。

で、区議会としては、適法だと認められた部分についても、これはこういう意味で適法なんだから、裁判上でも適法と認められたんだからということを説明したいのか、いや、そうではなくて、いろいろと区民の目も、ご批判も頂き、裁判ということもあり、それに伴って使途基準そのものも随時見直しをしてきておりますということを説明したいのか。それによって、伝えるべきポイントというのは変わってくると思います。

○本多委員 ……というところに関係してくると思うので、ちょっとこの委員会でこういうふうに出したほうがいいよとかというのには、そんなになじまないんじゃないかなというのは、僕のまず第一感なんですけれど。

意図によって、出し方というのは違ってくると思うんですよ。例えば、議会のほうで、この、その、政務活動費の支出については、いろいろなご批判とかそういうものを受けて、厳格に基準を変えているんだということを強く出したいというのであれば、強く出す出し方もあるわけじゃないですか。裁判では認められているけれど、でも認められているからといって、ぎりぎりのことをやるわけじゃないです。もう、飲食は全部禁止です。そういうふうには私たちは変えてきましたというふうには打ち出すのか、そうじゃなくて、裁判でこれは駄目だと言われたから、その部分をこう変えましたというふうに言うのか。いろいろな意図も僕はあると思うんですよ。

○民谷会長 そうですよ。

○本多委員 あとはもう、裁判関係なしに、あまり裁判の細かなことを言わないで、まあ、いろいろな状況を考えて、こう、淡々と、基準を変えました、という言い方もあるでしょ

うし。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 だから、ちょっと、ここで何がいいかというのがすぐ出るような話ではないのかなという。

○民谷会長 だから、あんまり裁判にとらわれると、なかなか説明しづらいということになるのかもしれないんですよね。むしろ両先生がおっしゃったように、これまでの経過には、まあ、もちろん裁判とか、いろいろあるけれども、そういうことを踏まえて、私どもはこういうふうに改善を図ってきましたというふうに言ったほうが、区民の方は受け取りやすいかもしれないですね。

○上村委員 区民なんですけど、やっぱり何か、そういえば裁判を起こされたよねって、あれってどうなったんだろうねと、そういう感じでみんなは話していることなので、細かいことは多分普通の区民の人はあんまり気にしていないと思うんです。だから、あの訴えられたことって、ああ、何かこうやって変わったんだよねと、何かこう、シンプルに伝える方法が、裁判はこうなって——うん。ちょっとよく、何とも言えないんですけど。あんまり、途中経過は要らないかもしれないです。

○民谷会長 まあ、いろいろ申しましたけど、ご検討いただいて。

あとは、日程関係ですか。

○小玉次長 はい。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

それでは、最後に、日程の調整表をご覧ください。次回でございますけれども、9月に各派の代表者に対しまして、今回の収支報告に対する意見陳述を行いたいと考えております。日程表にご都合を記載していただいて、事務局までご提出をお願いします。

開催日時につきましては、事務局から、また改めて調整の上、ご連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○民谷会長 じゃあ、ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 ありがとうございます。

それでは、これで閉会といたします。

午前11時42分閉会